

令和8年度 「大阪府未来の医療 Crossover プロジェクト補助金」 公募要領

大阪府では、一つ屋根の下に医療機関、企業、支援機関等が集積する未来医療国際拠点 Nakanoshima Gross（中之島クロス。以下「NQ」といいます。）の強みを活かし、NQ 入居事業者同士又はNQ 入居事業者とその他の多様なプレイヤーが連携して行う共同研究や共同開発等（以下「共創プロジェクト」といいます。）を支援することで、NQ のイノベーション拠点としての評価を高めるとともに、再生医療をはじめとした未来医療^(注1)の産業化拠点としての地位の確立を図る為、NQ 入居事業者に対し、予算の範囲内において「大阪府未来の医療 Crossover（クロスオーバー）プロジェクト補助金（以下「補助金」といいます。）」を実施します。

(注1) 未来医療とは、再生医療をベースに、ゲノム医療や人工知能(AI)、IoTの活用等、医療に対するニーズの移り変わりや科学技術の革新等、医療を取り巻く環境変化に常に即応しながら、その次の時代に実現すべき新たな医療を意味します。

1 事業の趣旨

大阪府では、トップクラスの研究機関、企業、大学等が集積する強みを活かし、ライフサイエンス分野で世界をリードする存在となることをめざしています。

その取組の一環として、NQ のイノベーション拠点としての評価を高めるとともに、再生医療をはじめとした未来医療の産業化拠点としての地位の確立を図る為、入居事業者同士又は入居事業者とその他の多様なプレイヤーが連携して行う共同研究や共同開発等を支援します。

NQ 入居事業者とその他の多様なプレイヤーが連携することで新しい共創が生まれ、ライフサイエンス分野において社会にインパクトをもたらすチャレンジングな取組の申請をお待ちしています。

なお、申請の前に、本要領の他「大阪府未来の医療 Crossover プロジェクト補助金交付要綱」（以下「交付要綱」といいます。）もご確認ください。

2 公募する補助事業の内容

(1) 対象となる補助事業

NQ 入居事業者同士又はNQ 入居事業者とその他の多様なプレイヤーとの連携を軸として行う、未来医療の実用化、産業化に向けた製品化へのプロセス等の共創プロジェクトとします。

ただし、選定の際は「大阪府ライフサイエンス産業振興施策審査会^(注2)」で外部委員による審査を経ることとします。

また、主たる共創プロジェクトの実施場所がNQであるものに限ります。なお、補助事業は、法令順守により実施されることを前提とします。

(注2) 府の附属機関。ライフサイエンス産業の振興を図るための補助金を交付するにあたっての審査に関する事務などを行います。

(2) 補助金額、補助率

ア 補助金額

事業1件につき、2千万円を上限とします。通貨は日本円とします。

イ 補助率

補助対象経費（後述の「4 補助対象経費」の表のとおりです。）の2分の1に相当する金額以内です。

【留意点】

大阪府の予算の範囲内で補助金交付額を決定するため、補助事業に採択された場合でも、精査等の結果、申請された補助金交付希望額から減額して交付決定する場合があります。

(3) 他の補助金等との関係

この補助金の趣旨又は補助対象経費と重複して他の補助金や助成金等の交付を受けている場合、又は受けることが決まっている場合は、申請することはできません。

上記の補助金や助成金等に申請中又は申請する予定がある場合は、申請の際、別紙1「共創概要及び実施体制」の補助事業の実施計画・共創概要欄にその旨の記載が必要です。

3 補助事業の実施主体（申請できる方）

(1) 補助事業の申請者

申請者はNQ入居事業者とします。一般財団法人未来医療推進機構とNQへの入居に係る賃貸借契約を締結した事業者、入居事業者のオフィスに同居する事業者、「三井リンクラボ中ノ島」「O-Nexus」利用者を含みます。

補助事業は、複数の事業者が共同して行うことを前提としていますが、代表者を決めていただくとともに、代表者が申請書を提出していただき、補助金の交付はこの代表者に対して行います。なお、本事業では代表者以外の事業者を「共創事業者」といいます。

また、代表者として複数のプロジェクトを実施する場合や、代表者としてプロジェクトを実施し、さらに別の事業者が代表者として実施する共創プロジェクトに共創事業者として参画する場合について、各代表者はいずれの場合においても申請いただけます。

(2) 申請資格・審査要件

社会通念上、交付を受けるのにふさわしくない次に掲げる者は、申請することができません。申請者である代表者だけでなく、補助事業を共同で行う事業者のうちの1者でも該当する場合は、申請することができません。

ア 直近3事業年度の法人税、消費税及び地方消費税を完納していない者

イ 地方税及びその附帯徴収金を完納していない者

ウ 宗教活動や政治活動、国内世論が大きく分かれている社会問題等に関する主義又は主張を目的にしている者

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者

オ 法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わ

り、又はその執行を受けることがなくなった日から一年を経過しない者
 カ 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から一年を経過しない者

また、次に該当する場合は、審査の対象から除外します。

- キ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ク 本要領に違反又は著しく逸脱した場合
- ケ その他、審査結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合

4 補助対象経費

補助対象となる経費は、表のとおりです。

補助事業の実施に直接必要な経費として明確に区分できるもので、補助金交付決定以降に、発注、購入、契約等を行い、補助事業実施期間中に支払いが完了し、かつ証拠書類によって金額等が確認できる次に掲げる経費が対象となります。

また、補助金の額の算定にあたり千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

表 補助対象経費

補助対象経費	細目※	経費の一例
共同研究、共同開発等 共創プロジェクトの実施に 要する経費	報償費	品質、安全性の評価等を専門家に依頼した場合の報酬、謝金
	需用費	研究結果の資料作成に係る費用 研究で使用する試薬、キット等医療材料の購入に要する費用
	役務費	研究内容の公表に係る広告費用、郵便料、送料等の通信運搬費用
	委託料	特殊な解析、安全性の検査等のアウトソーシングに要する費用
	原材料費	研究に必要な原材料の購入費用
	備品購入費	研究に必要な医療器具の購入費用

※その他経費について知事が必要と認めた場合は対象に含めます。

【補助の対象外となる経費】

公租公課、事務所等に係る土地・建物の取得に係る経費、家賃、保証金、敷金、仲介手数料及びこれに類する費用、借りに伴う支払利息、汎用性のあるパソコンや量産用機械の購入費用(※)、直接人件費に相当する費用、その他本補助金の趣旨目的に照らし交付することが不適切と認められる費用、及び社会通念上、公的補助金として交付することが不適切と認められる費用。また、交付決定日より前に発注や契約行為を行ったもの。

(※) ただし、当該共創プロジェクトの実施に必要な不可欠なものであることが認められる場合は、補助対象とすることがあります。

5 補助事業実施期間

交付決定日から令和9年3月31日（水曜日）までとします。

【留意点】

本補助金の交付は、原則として補助事業完了後の精算払いとなります。事業実施期間中は、全額自己負担で経費支出を行っていただきます。補助事業完了後、別途指定する期日までに、経費支出の証拠書類等を添付した事業報告書をご提出いただき、大阪府においてその内容を検査の上、補助金を交付します。なお、検査の結果次第では実際の交付額が交付決定額を下回ることがありますので、ご了承ください。

6 申請方法

(1) 申請書類の配布及び受付

ア 配布期間（予定）

令和8年5月22日（金曜日）から令和8年6月26日（金曜日）まで

イ 配布方法

ライフサイエンス産業課ホームページからダウンロードしてください。

(https://www.pref.osaka.lg.jp//o110040/crossover_pj.html)

※直接の受け渡し、郵送による配布は行いません。

ウ 受付期間

令和8年5月22日（金曜日）から令和8年6月26日（金曜日）まで

エ 提出方法

(2)の提出書類一式を、令和8年6月26日（金曜日）午後6時必着で、以下の宛先に郵送又は直接持参してください。

<宛先>

大阪府 商工労働部 成長産業振興室 ライフサイエンス産業課
未来医療推進グループ
「令和8年度 大阪府未来の医療Crossoverプロジェクト補助金」担当者宛て

住所：〒540-8570

大阪市中央区大手前2丁目 府庁別館 7階

※ 提出書類発送時に、必ず電話で発送した旨のご連絡をお願いします。

また、提出書類をご持参される場合は、必ず事前に、来庁日時を電話でご連絡いただくようお願いします。

<電話番号> 06-6944-9144（土日・祝日を除く、午前9時から午後6時まで）

※ 提出書類の到達の確認後、補助金交付申請書（交付要綱様式第1号、事業計画書含む）の電子データのメール送付を、府から申請者（代表者）の担当者のメールアドレスあてに依頼しますので、依頼連絡を受けた後に送付ください。

オ 費用の負担

申請に要する経費は、すべて申請者の負担とします。

(2) 提出書類

補助金交付申請書（交付要綱様式第1号）に、次のアからクまでの書類を添付してご提出ください。

ア 法人の場合は、登記簿謄本又は現在事項全部証明書（発行から3か月以内のもの）

個人の場合は、開業届出の写し及び印鑑証明書（発行から3か月以内のもの）

営利企業計画者の場合は、上述の書類に類する書類（予定名称、代表者・役員就任予定者氏名、主たる予定事業所の所在地を記載したもの）

イ 直近2年間分の決算関係書類（財務諸表、個人事業主の場合は所得税確定申告書）

国立大学法人、公立大学法人、学校法人、独立行政法人、地方独立行政法人及び営利企業計画者の場合は、不要

ウ 「3 補助事業の実施主体（申請できる方）」（2）申請資格・審査要件ア及びイに係る納税証明書（次のa及びb）

a 府税事務所発行の「府税及びその附帯徴収金について未納の徴収金の額がないこと」の証明書

b 税務署発行の納税証明書（その3の3）未納の税額がないことの証明書

エ 補助事業者の共創概要及び実施体制（別紙1）

補助事業の実施体制には、共同研究を行う相手方の名称、事業内容等の詳細を記載

オ 補助事業内容説明書（別紙2）

カ NQ入居事業者であることを確認できる書類

一般財団法人未来医療推進機構と締結した賃貸借契約書の写し、同居事業者又はNQを利用する者に当たっては、その事実を確認できる書類

キ 要件確認申立書（交付要綱様式第1-2号）

ク 暴力団等審査情報（交付要綱様式第1-3号）

※ アの登記簿謄本、現在事項全部証明書及び印鑑証明書並びにウは、原本が必要です。それ以外の書類はコピーも可とします。提出いただいた書類は、本事業並びに審査以外には使用しません。また、審査結果に関わらず返却できません。

※ 提出書類クの記載内容については、大阪府補助金交付規則（以下「規則」といいます。）第4条第2項第3号の規定に基づき添付いただくもので、規則第2条第2号イに該当しないことを審査するため、大阪府暴力団排除条例第26条に基づき、大阪府警察本部へ提供することがあります。

(3) 申請の取下げ

申請後に他の補助金や助成金等の交付を受けることが決定した等の理由により、申請を取り下げる場合は、交付申請取下届出書（様式第7号）により届け出てください。

7 審査

(1) 審査方法

専門家により構成された審査会を令和8年7月上旬（予定）に開催し、申請企業から事業計画書に基づきプレゼンテーションをしていただきます。

ただし、申請件数が一定数を超えた場合は、書類審査及びプレゼンテーション審査の二段階審査とし、専門家による書類審査を通過した申請のみがプレゼンテーション審査に進む場合があります。

書類審査・プレゼンテーション審査ともに、下記の審査項目を中心に審査します。ただし、補助事業の遂行に懸念がある場合（法令上の制約等により客観的に事業遂行が困難と見受けられる場合や、事業実施体制に比較して事業規模が過大と見受けられる場合など）は、審査項目の評価に関わらず、採択しないものとします。

また、審査にあたっては、秘密保持を前提に、大学等研究機関や産業支援機関等に所属する外部有識者に、事業計画について助言をいただくことがあります。

■審査項目

審査項目及び審査項目ごとの配点は、次のとおりです。

ア. 共創プロジェクトと申請事業との適合性 (80 点)

審査項目	審査内容	配点
事業目的の有効性	・事業の目的が、NQ のイノベーション拠点としての評価を高めるとともに、再生医療をはじめとした未来医療の産業化拠点としての地位の確立を図るといふ本事業の趣旨と合致しているか	20 点
NQ 入居事業者と多様なプレイヤーによる新たな共創プロジェクト創出への貢献	・NQ 入居事業者とその他の多様なプレイヤーとの連携でなければ実現し得ない内容となっているか ・共創プロジェクトに参加する各事業者の専門領域、ノウハウを活かし、展開する事業内容になっているか ・事業内容が、拠点内の共創の活性化や拠点外の企業による NQ への参画を促進するなど、拠点内外の連携を加速させる可能性を有しているか	30 点
最先端技術等の社会実装の加速	・事業内容が、万博で披露された最先端技術等の社会実装に関連し、その加速につながる内容となっているか ・万博後も、NQ への関心を高め、国内外の関係者を呼び込めるものか ・再生医療をはじめとした未来医療の国際拠点としてふさわしい、NQ 発の革新的なプロジェクトとして期待される内容か	30 点

イ. 経済性・有効性 (20 点)

審査項目	審査内容	配点
事業実施体制及び遂行能力・妥当性	・共創プロジェクトの内容が具体的であり、現実的かつ効果的なものとなっているか。また、本事業の経費は妥当であるか ・補助事業の実施中、共同研究等を行う人員が十分確保されているか、また共創プロジェクトを指揮または監督する体制が整っているか。また、事業が停滞、中止等することがないか	20 点

(2) 審査結果

審査の結果については、令和8年7月下旬頃（予定）に書面で通知します。個別の審査結果に関するお問い合わせには応じられませんので、あらかじめご了承ください。

8 採択後の手続き等

(1) 採択後のスケジュール

採択後、大阪府において補助金の交付決定を行い、補助事業者に書面で通知します。

交付決定後は、実施計画に基づいて事業を実施してください。

また、府は、補助事業の適正な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業の実施状況について、現地確認を行います。

(2) 補助事業の経費区分の金額の変更又は事業内容の変更

以下に該当する場合は、事前に申請し承認を得る必要があります。

ア 補助対象経費の総額の変更（2割を超えて増減する場合）

イ 事業内容の変更（事業の基本部分に関わらない軽微な変更を除きますが、軽微な変更にも

あたるか否かは、大阪府が判断しますので、必ず事前にご相談ください。)

(3) 事業途中での中止や廃止

真にやむを得ない場合以外は認められません。

(4) 実績報告

補助事業の実施結果についてご報告いただくため、補助事業の完了した日の翌日から起算して30日を経過した日又は令和9年4月30日(金曜日)のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書及び経費支出根拠資料(下表参照)を提出していただきます。

補助対象経費	細目	経費支出証拠書類の一例※
共同研究、共同開発等 共創プロジェクトの実施に 要する経費	報償費	従事内容報告(対象者役職・氏名、従事内容、実施日時、謝金額等を記載)、領収書
	需用費	仕様書、見積書、請求書、納品書、領収書または支払記録(通帳の写し等)
	役務費	見積書、請求書、納品書、領収書または支払記録(通帳の写し等) ※支払対象に補助対象外の費用が含まれる場合に、補助対象経費の内訳不記載の書類である場合は対象外
	委託料	委託に係る競争入札の記録(競争に付さなかった場合は当該付さなかった理由書)、委託契約書、請求書、領収書、成果・委託業務報告書
	原材料費	見積書、請求書、納品書、領収書または支払記録(通帳の写し等) ※支払対象に補助対象外の費用が含まれる場合に、補助対象経費の内訳不記載の書類である場合は対象外
	備品購入費	見積書、請求書、納品書、領収書または支払記録(通帳の写し等) ※支払対象に補助対象外の費用が含まれる場合に、補助対象経費の内訳不記載の書類である場合は対象外

※本表に示した資料以外にも必要に応じて資料の提出を求めることがあります。

(5) 補助金の経理

補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類は、補助事業以外の経理と明確に区分し、補助事業が完了した日の属する大阪府の会計年度の終了後10年間保存してください。

加えて、取得価額又は効用の増加価格が1件あたり50万円以上(税抜)の財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める期間の保管が必要です。

(6) 財産の管理及び処分の制限

補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(取得価額が1件あたり50万円以上(税抜))を、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する

場合は、事前に承認を得る必要があります。

(7) 成果等の発表・PR

補助事業実施中もしくは事業完了後に、大阪府が主催または連携する講演会やセミナー等における共創プロジェクト内容や成果発表、NQで開催されるイベントでの発表、もしくは各種メディアに向けた情報提供や取材対応等をお願いする場合があります。その際はわかりやすく効果的な情報発信が図られるよう、対応をお願いします。

本事業の目的であるトップクラスの研究機関、企業、大学等が集積する強みを活かし、NQがライフサイエンス分野で世界をリードする存在となることをめざす上でも、効果的な情報発信に御協力をお願いします。

9 その他

本補助事業の実施に伴い大阪府が事業者から取得した個人情報、以下の目的で利用します。

- ・当該補助金の交付に係る業務での利用。
- ・大阪府が行う調査業務等での利用。

申請者の皆様へのお願い

本補助金はいわゆる公的資金であり、当然のことながら、コンプライアンスの徹底と交付ルールに則った適正執行が求められます。

補助金に申請される皆様には、以下の点について充分ご理解のうえ、各種手続を行っていただくようお願いします。

1. 補助金の申請や実績報告書の提出などの各種手続を行う場合は、事前に交付要綱、公募要領、ホームページ等を熟読し、交付の要件や手続上の制約条件などを充分ご理解ください。
2. 提出する書類や資料においては、いかなる理由があっても虚偽の記載や改ざんは認められません。
3. 不正行為があった場合、法や規程類に則り厳正に対処します。
4. 不正行為が認められたとき、当該補助金に係る交付決定の全部又は一部の取消を行うとともに、受領済みの補助金額に加算金(年利10.95%)を加えた額を返還していただきます。
5. 不正行為を行った申請者の名称と不正の内容は、ホームページ等で公表するとともに、大阪府から新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執らせていただきます。
6. 悪質な不正の場合、刑事罰等の適用の可能性について、所轄警察署に相談する場合があります。

申請から補助金受領までの主な流れ（予定）

